

信州友愛ロータリークラブ細則

第 1 条 (定 義)

- | | |
|--------|--|
| 1. 理事会 | 本クラブの理事会 |
| 2. 理事 | 本クラブの理事 |
| 3. 会員 | 名誉会員以外の本クラブ会員 |
| 4. 定足数 | 投票時に出席していなければならない会員の最低人員
クラブ会員の決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1
クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数 |
| 5. RI | 国際ロータリー |
| 6. 年度 | 7月1日に始まる12ヶ月間 |

第 2 条 (理事会)

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、副会長、会計他、で構成される。

第 3 条 (選挙と任期)

第1節 選挙の1ヶ月前に、会員は、会長、(次次年度)、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補を立てる。指名委員会又は会員のいずれか一方又は双方が、候補者を立てることが出来る。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した 候補者が当選したものと宣言される。

第3節 役員又は理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 各役職の任期は以下の通りとする。ただし再選も妨げない。

会長	1年（期中選出の場合は次期末まで延長できる）
副会長	1年（同上）
幹事	1年（同上）
会計	1年（同上）
理事	1年（同上）

第 4 条（役員の仕事）

第 1 節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において、議長を務める。

第 2 節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第 3 節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第 4 節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において、議長を務める。

第 5 節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。（オンライン出席可）

第 6 節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第 7 節 会計は、全ての資金を監督し、財務報告を行う。

第 5 条（会合）

第 1 節 本クラブの年次総会を 1 2 月 3 1 日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙をオンラインにて行う。

第 2 節 毎週のオンライン例会は、次の通り開催する。

毎週水曜日 0 時 00 分から翌週火曜日 23 時 59 分まで開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または取消しは、会員全員に然るべく通知される。

第 3 節 理事の会合は毎月オンラインにて開催される。理事会の臨時会合は、会長又は理事 2 名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第 6 条（入会金・会費）

クラブ入会金は ¥20,000 とし、入会承認に先んじ納入するものとする。

本クラブの会費は、年間¥60,000 とする。会費は次の通り半期に分け12月と6月に¥30,000 毎に支払われる。

クラブ年会費には、RI 人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリー又は地区によるその他の賦課金が含まれる。

第 7 条 (採決の方法)

本クラブの議事は、オンライン会議により口頭又は挙手により採決を行う。但し、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を投票で採決するよう決定することが出来る。

第 8 条 (委員会)

第1節 各クラブ委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に奉仕に基づく年次目標および中長期目標により実行されるものとする。会長エレクト、直前会長は、実行において指導の継続と計画の一貫性を図るよう協力すること。継続性を保持挙げられた委員会及び以下の委員会からなる。

- a. クラブ管理運営委員会
- b. 会員増強委員会
- c. ロータリー財団・米山委員会
- d. 奉仕プロジェクト委員会
- e. 公共イメージ向上委員会
- f. 青少年奉仕委員会

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第 9 条 (財 務)

第 1 節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第 2 節 会計は、理事会によって指定された一つ又は複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用（一般会計）と奉仕プロジェクト用（特別会計）の 2 つの口座に分けて預金する。

第 3 節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われる。

第 4 節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第 5 節 クラブの年次財務報告がクラブ会員にネット配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第 6 節 会計年度は、7 月 1 日より 6 月 30 日までである。

第 10 条 (会員選挙の方法)

第 1 節 会員が入会候補者を幹事、又は会員増強委員会に推薦する。又は、他のクラブがそのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦する。

第 2 節 理事会は、30 日以内にこの候補者の入会を承認又は拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第 3 節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

第 11 条 (改 正)

本規則は、いかなる例会においても改正出来る。クラブ細則の変更には、当該例会の 21 日前に各委員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の 3 分の 2 が変更を支持することが義務づけられる。

本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI 定款、RI 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

付 則

1. この細則は、令和2年（2020年） 12月15日より実施する。

クラブ理事会組織

会 長	クラブ管理運営委員長
副会長	会員増強委員長
幹 事	ロータリー財団・米山委員長
	奉仕プロジェクト委員長
	公共イメージ向上委員長
	青少年奉仕委員長
監査	役員 3名 理事8名

クラブ委員会組織構成

